

# 兵庫県公報

平成30年9月25日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設定認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課） .....	1

## 告 示

### 兵庫県告示第834号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設定認可申請については、平成30年9月11日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成30年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
屋形土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	屋形地区	平成30年9月25日から 同 年10月15日まで	神 崎 郡 市 川 町 役 場